



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 商標法施行規則の一部を改正する省令 (経済産業八八)
- 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 (環境二九)
- 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令 (同三〇)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令 (同三一)
- 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三二)
- 地方防衛局組織規則の一部を改正する省令 (防衛一七)

〔告 示〕

- 労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働三六四)
- 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件 (同三六五)

元 三 三 三 八 五 一

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係
 裁判所
 破産、免責、再生関係
 特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、厚生年金基金清算終了・清算人退任関係
 地方公共団体
 高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定関係
 会社その他
 会社決算公告

元 三 三 三 八 五 一

省

令

○ 経済産業省令第八十八号
 商標法施行令 (昭和三十五年政令第十九号) 第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十七日
 商標法施行規則の一部を改正する省令
 商標法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十三号) の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表 (第六条関係)		別表 (第六条関係)	
改正後	改正前	改正後	改正前
第一、 四類 一・二 [略] 三 医療用試験紙 医療用接着テープ 医療用油紙 衛生マスク 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつかバー オブラート ガーゼ カプセル 眼帯 サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド 綿棒	第一、 四類 [略]	第一、 四類 [略]	第一、 四類 [略]
第六類 一～三 [略] 四 建築用又は構築用の金属製専用材料 煙突 階段踏み板 回転窓用閉塞装置 ガードレール 壁板 金属製旗掲揚柱 くい 格子 坑道用材料 柵 シャッター 水道管	第六類 一～三 [略]	第六類 一～三 [略]	第六類 一～三 [略]